

## 社会福祉法人 享佑会 一般事業主行動計画

社会福祉法人享佑会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年12月1日 ～ 令和7年3月31日 までの4年4か月間

2 内容

目標1：子供の看護のための休暇を時間単位で取得できるようにする。

<対策>

- 令和3年1月～ 職員へのアンケート実施 検討開始
- 令和3年度～ 職員研修及び電子掲示板などによる全職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間8日以上とする。

<対策>

- 令和3年1月～ 各部署ごとの年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年4月～ 各部署で年次有給休暇の取得計画を策定し電子掲示板などで取得目標について周知する